

など14議案が可決

=3月定例町議会=



提案理由の説明を行う佐瀬哲司町長

平成3年度の予算を主な議題とする定例町議会が、3月4日から11日までの8日間を会期として開かれました。町長提出議案は14件で、いずれも原案通り可決されたほか、4人の議員が一般質問を行い、福祉対策や下水道事業、交通安全対策などについて町の考え方を正しました。内容は次のとおりです。

●青年館・集会所の設置及び管理に関する条例の一部改正
平成2年度に新築した三島、三軒家、角田の各集会所を、公の施設として条例に追加したもの。

●国民保養センター設置及び管理に関する条例の廃止
昭和46年に休養施設として建設した「横芝町国民保養セ

ンター」が老朽化し、本来の機能が果たせなくなつたため、公の施設から除外し、平成3年度に解体することになりました。

●町営住宅設置及び管理に関する条例の一部改正
国が定める公営住宅入居者の収入基準が改正されたため、これに準じて、町営住宅の入

れに準じて、町の一般職の職員の給与を改定したもの。
①改定率三・九二パーセント
②住居手当の改定③期末手当の支給率改定が柱となっていました。

●議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正
●特別職の職員の給与及び旅費等に関する条例の一部改正
いずれも一般職の職員に準じて、期末手当の支給率等を改正しました。

●職員の旅費に関する条例の一部改正
昭和54年10月の改正以来、出張旅費が据え置かれていたため、現状に見合うよう額の改正を行つたもの。

●固定資産評価審査委員会委員の選任
固定資産課税台帳に登録された事項に関する不服審査を決定するための組織として、

居者に関する収入基準を改正しました。
●一般職の職員の給与に関する条例の一部改正
人事院勧告に基づき、国家公務員が平成2年12月に、また、県職員が平成3年2月に給与改定されましたので、これに準じて、町の一般職の職員の給与を改定したもの。

①改定率三・九二パーセント
②住居手当の改定③期末手当の支給率改定が柱となっていました。

●平成2年度一般会計補正予算
補正額は三億五千六百二十万四千円で、予算の総額は四十六億七千六百八十五万四千円となりました。
収入の主なものは、①地方交付税②ふるさと創生基金からの繰り入れ③前年度繰越金となっています。

一方支出は、①職員の給与改定に伴う経費のほか②財政調整基金、庁舎建設基金への積み立て③東陽病院組合や消防組合などの一部事務組合負担金が主なものとなっています。

●平成2年度国民健康保険特別会計補正予算
前年度繰越金と財産収入（預金利子）を財源として千八百二十二万六千円を追加し、これらのほとんどを医療費の急激な上昇に対処するための基金に積み立てることにして